



高齢者の医療をみんなで支える

75歳以上の高齢者などが対象 「後期高齢者医療制度」

平成28年度の保険料の計算方法や納め方などをお知らせします。

問い合わせ 国保課（市庁舎1階、保険料に関する場合は給付係、☎65・4138）、北海道後期高齢者医療広域連合（☎011・290・5601）

後期高齢者医療制度は、医療費の約5割を税金などで、約4割を若年者の保険料で、残りの1割を高齢者の保険料で賄う仕組みです。

保険料の計算方法

国民健康保険では世帯ごとに保険料を納めますが、後期高齢者医療制度では加入者一人ひとりが保険料を納めます。

保険料は全ての加入者が等しく負担する「均等割」と、加入者の前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計で、加入者一人ずつ計算します。

保険料を算出する保険料率は、制度を運営する北海道後期高齢者医療広域連合が、原則2年ごとに見直します。

平成28年度の保険料

平成28年度の保険料は、均等割額が4万9809円、所得割額の基礎となる所得割率が10・51パーセント、保険料の限度額は57万円です。（図1）

平成28年度の保険料額と納め方は、7月中旬に郵送でお知らせします。保険料は制度を支える大切な財源です。保険料の納付にご理

図1 平成28年度の保険料

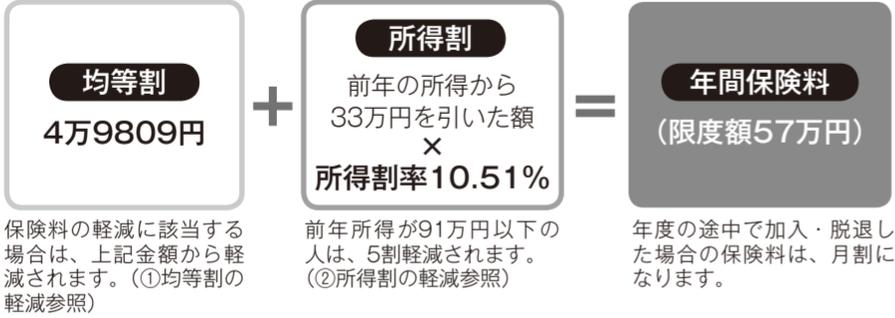


表1 均等割の軽減

軽減割合	世帯主と加入者の所得の合計が次の金額以下の世帯	軽減後の均等割
9割	33万円(加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない)	4980円
8.5割	33万円	7471円
5割	33万円+26万5000円×加入者数	2万4904円
2割	33万円+48万円×加入者数	3万9847円

表2 均等割軽減の拡大内容

	平成27年度	平成28年度から
5割	33万円+26万円×加入者数	33万円+26万5000円×加入者数
2割	33万円+47万円×加入者数	33万円+48万円×加入者数

解とご協力をお願いします。

保険料の軽減

①均等割の軽減

世帯の所得に応じて均等割の軽減があります。(表1)

平成28年度から、均等割の5割軽減と2割軽減の範囲が拡大されました。(表2)

軽減は加入者全員と世帯主の所得で判定します。世帯主が加入者でない場合も判定の対象となります。

65歳以上の人の公的年金所得は、対象となる所得から15万円を限度に差し引いた額で判定します。収入がなかった人や非課税所得(遺族・障害年金など)のみで生

活している人でも、軽減対象となるには、申告が必要です。

②所得割の軽減

加入者個人の前年所得が91万円(年金収入相当額211万円)以下の人は、所得割の5割が軽減されます。

③被用者保険の被扶養者だった人の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険の被扶養者だった人は、所得割がからず、均等割が9割軽減され、年額4980円になります。

保険料の納め方は2通り

◆特別徴収(年金からの天引き) 年6回の年金受給時に保険料があらかじめ差し引かれます。

対象者

- ・年金受給額が年額18万円以上の人(ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の1期分の特別徴収額が、1回分の年金受給額の2分の1を超える場合は除く)
- ◆普通徴収(口座振替または納付書)

平成28年度保険料額(4月～翌年3月の12カ月分)を7月～翌年3月の9回に分けて口座振替または納付書で納めます。

・年金受給額が年額18万円未満の人

・納付方法を特別徴収(年金からの天引き)から口座振替へ変更する手続きをした人

納め方

口座振替で納める場合、振替日は7月(第1期)から翌年3月(第9期)までの各月の末日です。未

日が休日、土・日曜日の場合は金融機関の翌営業日が振替日となります。

なお、平成27・28年度の途中で75歳になった人や、帯広市に転入してきた人、保険料の軽減などで一度特別徴収が停止になった人などは、年度の途中で特別徴収に変更になる場合があります。

納め方の変更

◆特別徴収から普通徴収(口座振替)へ
特別徴収で保険料を納めている人でも、口座振替に変更することができます。

希望する人は、「口座振替依頼書」と「納付方法選択申出書」の提出が必要です。国保課保険料係へ申し込みください。

手続きに必要なもの

①保険証

②通帳など口座番号が分かるもの

③口座の届け出印

手続きは随時受け付けていますが、年金からの天引きを停止するには2～4カ月程度かかるので、早めに手続きをしてください。

ただし、口座振替に変更した後、保険料の未納が発生した場合は、年金からの天引きに変更となることとなります。

7月に保険証を更新します

7月下旬に平成28年度の保険証を郵送します。新しい保険証(水色)が届いたら、今まで使っていた保険証(薄オレンジ色)は破棄してください。また、医療機関での自己負担割合や自己負担限度額などの詳細は、保険証に同封されているチラシをご覧ください。

全ての加入者へ医療費通知を送付します

受診した医療機関名と「医療費の総額」が記載された医療費通知を、これまで希望者に発行していましたが、今後は加入者の皆さんに受診状況の再確認と、健康管理の重要性をより強く認識してもらうため、受診した全ての加入者へ、年2回、9月と3月に送付します。

後期高齢者健診を受診しましょう

5月1日現在、後期高齢者医療制度に加入している人に対し、生活習慣病の予防や早期発見を目的とした健診の無料受診券を送付しています。平成29年3月31日まで使用できるので、健康管理に役立てましょう。

ジェネリック医薬品を活用してみませんか?

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能・安全性が期待できるもので、厚生労働省の承認を得ている薬です。新薬と比べて安い価格で購入でき、医療費の削減につながります。ジェネリック医薬品の処方希望する人は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や調剤薬局の窓口で「希望カード」を提示すると処方されます。「希望カード」が必要な人は、国保課給付係へ問い合わせください。※全ての薬にジェネリック医薬品があるとは限らず、医師の判断で、ジェネリック医薬品に変更できない場合もあります。